

鳴門教育大学附属小学校

学校関係者評価報告書

(平成26年度)

平成27年3月

鳴門教育大学附属小学校  
学校関係者評価委員会

## 目 次

学校関係者評価委員会が実施した学校評価について	1
I 学校関係者評価結果	3
II 評価項目ごとの評価	5
A. 教職員・児童・保護者の人権意識を高める研修，授業，啓発活動等の取組の状況	5
B. 学習内容の本質に迫る子どもの育成をめざした授業実践の状況	5
C. 家庭との連携による，日常的な体力向上への取組の状況	6
D. 学校経営，学習指導・連絡進学における幼小，小中，小特の連携の状況	6
E. 授業改善，研究推進，教育実習の実施における連携の状況	7
F. 児童の規範意識の醸成をめざした環境整備及び指導の実施の状況 （登下校及び校内の通行，挨拶，トイレの使い方）	8
参考：学校の現況及び目的	9

## 学校関係者評価委員会が実施した学校評価について

### はじめに

本報告書は、保護者、学校評議員、大学教員、その他の学校関係者で構成された学校関係者評価委員会が、附属小学校の教育活動の観察や校長ほかとの意見交換などを通じて、附属小学校の自己評価の結果について評価することを基本に学校関係者評価を実施し、その結果を取りまとめたものである。

### 1 評価の目的

学校評価は、次の3つを目的として実施するものである。

- ① 学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

### 2 評価のスケジュール

26年6月	第1回学校関係者評価委員会 ・自己評価にかかる目標及び評価項目について ・自己評価にかかる実施スケジュールについて
9月	保護者参観日の様子を参観
9月	体育大会の様子を参観
11月	オープンスクールの様子を参観
27年2月	第61回小学校教育研究会の様子を参観
3月	第2回学校関係者評価委員会 ・自己評価の結果と改善方策について ・評価委員による評価について
3月	学校関係者評価書の原案作成、評価委員による確認・決定

### 3 学校関係者評価委員会委員(平成27年3月現在)

中筋 章聡	元はぐくみ保護者会監事
三井 良造	(株)三井 代表取締役
濱野 正裕	徳島市教育委員会委員
○ 米澤 義彦	鳴門教育大学名誉教授
大宮 敏恵	徳島大学准教授

○は委員長

## 4 本評価報告書の内容

### (1)「Ⅰ 学校関係者評価結果」

「Ⅰ 学校関係者評価結果」では、「Ⅱ 評価項目ごとの評価」において評価項目AからFのすべての評価項目の内容を総合的に判断し、4段階評価で記述している。また、学校の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を抽出し、上記結果と併せて記述している。

### (2)「Ⅱ 評価項目ごとの評価」

「Ⅱ 評価項目ごとの評価」では、評価項目AからFにおいて、当該評価項目が達成されているかどうかの「評価結果」及びその「評価結果の根拠・理由」を記述している。加えて、取り組みが優れていると判断した場合や、改善の必要がある場合には、それらをそれぞれの評価項目ごとに要約して記述している。

### (3)「参考」

「参考」では、自己評価書に掲載されている「Ⅰ 学校の現況及び目的」を転載している。

## 5 本評価報告書の公表

本報告書は、鳴門教育大学に提供するとともに、設置者に提出する。

## I 学校関係者評価結果

鳴門教育大学附属小学校の学校関係者評価は、内容を総合し、4段階評価中の「A 十分達成されている」と判断する。

優れている主な点として、次のことが挙げられる。

- 人権意識を高める取組として、教員に対しては、人権問題学習の研究授業や授業研究会、徳島県阿南市にある「隣保館」へのフィールドワークなどを実施し、より充実した研修を行っている。また、児童に対しては、人権教育全体計画を作成するとともに、各学年ごとに「学年目標」を立てて日常の学習活動の中で人権教育を実施している。さらに、長年行っている「はぐくみ講座」（保護者対象の講演会）での人権教育講演会や、オープンスクールでの全校一斉の授業公開は、保護者へ向けての啓発活動として非常に有意義な取組である。特に、オープンスクールには延べ1000名もの参加者があり、そのうち約700名は保護者（祖父母を含む）であった。このことは、オープンスクールが保護者に対する人権教育の機会を提供しており、他には見られないすぐれた取組と判断される。
- 本年度の研究主題である「学習内容の本質に迫る学びの創造」をすすめるために、昨年度と同様に、大学教員との合同研究会、各教科・領域等による研究推進授業及び授業研究会の開催など、活発な研究活動を展開している。さらにこれらの成果を平成27年2月7日に開催した第61回小学校教育研究会で発表し、550名を超える参加者から高い評価を得ている。
- 昨年度と同様に、従来「指導・助言者」として協力を得ていた鳴門教育大学の教員を「共同研究者」と位置づけて、研究会に向けて意見交換を行うとともに、専門的立場から指導を受けた。このため、研究授業や教育研究会に向けた大学教員との打合せ（事前指導）は、昨年より大幅に増加し、あわせて140回を超え、「共同研究」が軌道に乗ってきている。また、鳴門教育大学の教員が共同研究者となったために、研究会当日の指導・助言者としては県内外の教育関係者（大学教員、指導主事など）を招くことができ、幅広い視点での指導・助言を受けることができるようになっている。

また、本年度は、リアリティや専門性のある課題の設定と支援の省察について、配慮事項を実践例とともに提示するなどの新しい試みを行っており、成果をあげている。

- 本年度は、「食事・運動・睡眠の目標をたててがんばる子ども」を育てることをめざし、子どもが食事・運動・睡眠に関する自己目標を設定する機会をつくり、その結果を保護者や教員が他者評価する機会をつくって、「子どもの体力づくり」に取り組んでいる。また、昨年度と同様に、「家庭でできる体力づくりに関する実技講習会」を実施したり、学年だよりの「今月のめあてと反省」に「運動欄」をもうけるなど、継続的な運動への取組が家庭でも実施できるように工夫している。さらに、「体力づくりチャレンジシート」を作成して、夏休みや冬休み期間中の体力づくりに効果を上げている。
- 附属学校園間、特に従来からの懸案である小中の連携に関しては、9年間を見通した教育への方向性を明確にするために、学校教育目標の共有化を図ろうとしている。昨年度と同様に、夏休み期間に小・中の全教員が参加して「生徒指導研修会」を開催し、相互の連携を深めている。また、それぞれの研究発表会に相互参加するなどして、お互いの教育の実態や研究の内容を具体的に把握することに努めるなどの進展が見られる。また、小・特の連携に関しては、主に5年生が中心となって、総合的な学習の時間を利用して、附属特別支援学校に出かけてプー

ルで交流したり、また、特別支援学校の児童を小学校に招いて音楽による交流会を開催したりしての障害のある子どもに対する理解を深めている。

- 大学との連携においては、前述のように、教育研究会に向けて、従来の「指導・助言を受ける立場」から「共同研究」を行う立場へと意識変換を計り、成果をあげている。
- 従来から課題となっているバスや列車で通学をしている児童のマナーの向上について、乗降する時や乗車中の最低限のマナーを意識させるために、登校時のみならず、下校時にも教員が分担して通学バスに乗り合わせて直接指導をしたり、高学年の児童が低学年の児童を指導する機会を与えるなどの試みを行っている。

改善を要する主な点として、次のことが挙げられる。

- 本年度は、昨年度と同様に、「学習内容の本質に迫る学びの創造」を主題として研究を進めてきたが、「学習内容の本質」という用語の意味について、教員間の共通理解が徐々に得られたきたとはいえず、いまだ不十分である。したがって、次年度以降は、次の学習指導要領に改訂に向けて、「学習内容の本質とは何か」ということについて、教員間の理解を深めながら、具体的な課題に取り組む必要がある。
- 運動への意識は高まったものの、継続的に運動する機会をもつことが不十分な児童も多く存在しており、また、体力づくりは食事や運動、睡眠などとの関連が深いため、運動以外の生活習慣の改善に対する働きかけも必要である。
- 小中の連携に関しては、距離的に離れているが、徐々に意思の疎通ができてきている。「生徒指導研修会」のような会合を定期的に開催する必要がある。また、学校教育目標の共有化をさらに進めるとともに、幼・小のような「教育理念の共有化」をはかる必要がある。
- 大学との連携においては、大学教員を共同研究者と位置づけて共同研究を進めているが、十分な成果が上がっているとはいえない。大学教員と共同研究のあり方について検討するとともに、大学側の組織的な取組を促す手立ても必要である。
- バスでの登下校に関しては、乗り合わせた乗客の方からお叱りの電話を受けることもあり、規範意識の定着に至っていない一部の児童に対しては、保護者の協力を得ながら、さらにきめ細かな対応をする必要がある。

○「学校関係者評価結果」は、次の4通りで判断している（「Ⅱ評価項目ごとの評価」の判断も同じ）。

- A 十分達成されている
- B 達成されている
- C 取り組まれているが、成果が十分でない
- D 取組が不十分である

○上記のほか、「学校関係者評価結果」として、評価項目のなかから抽出した「優れた点」、「改善を要する点」を要約して記述する。なお、「優れた点」、「改善を要する点」を要約するに当たっては、当該学校の目的に照らして、重要な位置付けにあると考えられる取組状況を考慮した上で、精選・整理したものを記述する。

## II 評価項目ごとの評価

### 評価項目 A 教職員・児童・保護者の人権意識を高める研修、授業、啓発活動等の取組の状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「A 十分達成されている」と判断する。

#### （評価結果の根拠・理由）

一昨年度に見直しを行った人権教育全体計画に基づいて、教員に対しては、人権問題学習の研究授業や授業研究会、徳島県阿南市にある「隣保館」へのフィールドワークなどを実施し、より充実した研修を行っている。特に、2年連続しての徳島県阿南市の「隣保館」へのフィールドワークは、昨年度のフィールドワークで感じた疑問などを再確認する機会となり、人権意識の向上に役立っている。

また、児童に対しては、各学年ごとに「学年目標」を立てて日常の学習活動の中で人権教育を実施するだけでなく、「縦のつながり」を意図した活動にも取り組んでいる。特に、第5学年の児童を対象とした附属特別支援学校の児童との1年間を通しての交流は、「自分とは違う」あるいは「かわいそう」と行った潜在的な差別意識を解消していく役割を果たしている。

さらに、保護者に対しては、例年通り「はぐくみ講座」での人権教育講演会やオープンスクールでの全校一斉の授業公開などの啓発活動を行うとともに、保護者向けの講演会については、その内容を校誌「はぐくみ」に掲載して保護者全員に周知する努力を行っている。このように、教員、児童及び保護者がそれぞれ連携した人権学習が展開できている。

一方、教育実習生に対しては、教育実習期間中に人権教育に関する講話を行うとともに、低・中・高学年の各1学級において人権教育の研究授業及び授業研究会を行って人権意識を高める活動も行っている。

### 評価項目 B 学習内容の本質に迫る子どもの育成をめざす授業実践の状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「B 達成されている」と判断する。

#### （評価結果の根拠・理由）

昨年度から、研究主題「学習内容の本質に迫る学びの創造」を設定して研究を進めている。研究の実際としては、学習内容の本質を「学習内容が有する、よりよく生活（学習）することにつながるよさ」と措定し、各教科等における「学習内容の本質に迫る」ということを見つめ直し、それを子どもの実態に合った形で授業として具現化しようとしている。これは、日々の授業における情報発信の主体が、学習内容に興味・関心の強い子どもや、表現力の高い子どもに偏ってしまうという実態に対して、すべての子どもが本気になる質の高い授業を具現化しようするものである。

昨年度の研究において、「リアリティや専門性のある課題の設定と学習内容の本質に迫る子どもの姿の明確化する」という意図が消化不良となったことを踏まえて、今年度は、リアリティや専門性のある課題の設定と支援の省察について、配慮事項や実践例をあわせて提示したことによって、すべての教科等において、学習内容や指導目標、子どもの実態等によってそれぞれの重要性が異なる学習課題を設定する際に有効に活用できるように工夫されている。

このことは平成 27 年 2 月 7 日（土）に開催された第 61 回小学校教育研究会の参加者からの「自分の研究や実践の参考になった」、「教科等の分科会が有意義であった」という意見などからも伺える。

また、一昨年度から、大学教員を「共同研究者」と位置づけ、研究の方向性、教材の選択等を共同ですすめている。その結果、研究会での公開授業や教科等分科会の中身が濃くなったと感じられるが、教員に対するアンケートでは、「研究主題」の理解度が教員間で差のあることが示されており、教員の実践力の向上が望まれる。

さらに、昨年度に比べて、県外からの参加者や現職教員の参加者が減少している。これは、研究会の開催日が徳島市の行事と重なっていることや、お茶の水女子大学や筑波大学の附属校の研究会の開催日が近かったためと推測されるので、研究会の開催日を検討することや、県外の関係者に対する周知の方法などに工夫が必要である。

### **評価項目 C 家庭との連携による、日常的な体力向上への取組の状況**

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「 A 十分達成されている 」と判断する。

#### **（評価結果の根拠・理由）**

本年度は、昨年度に引き続いて、「運動する機会が少ない」という生活習慣の改善に、学校と家庭が連携して取り組んでいる。特に、昨年度と同様に、学校保健委員会が中心となって、「家庭でできる体力づくりのための実技講習会」を開催するとともに、学年だよりの「今月のめあてと反省」の中に「生活」「学習」に加えて「運動」欄を設け、家庭を巻き込んだ児童の「体力づくり」に取り組んでいる。その結果、全国の 5、6 年生を対象に行われる「新体力テスト」では、ほとんどの種目で、徳島県下の郡市の平均を上回る結果が得られている。

また、中学年の児童を対象に、各学級担任と体育部の教員等による習熟度別水泳教室を開催し、多くの児童が 25 メートルを泳ぐことができるようになっている。さらに、5、6 学年の児童に対しては、夏休み期間中に、朝 7 時 30 分から陸上教室を開催して各種走・跳の運動に取り組んでいる。これは、校外で開催される記録会や検定会への参加者を意識したものであるが、参加者以外の児童もこれに参加し、自分の記録を向上させている。

このような活動によって、児童の運動への意識は高まっているが、運動を継続的に行うレベルには達しておらず、今後さらに家庭との連携を密にして「自分の体力にあった」運動習慣づくりをめざす必要がある。

### **評価項目 D 学校経営、学習指導等における幼小、小中、小特の連携の状況**

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「 A 十分達成されている 」と判断する。

#### **（評価結果の根拠・理由）**

本年度は、これまでと同様に、「学校経営、学習指導等における幼小、小中、小特の連携」をテーマとし、幼稚園・小学校・中学校における 11 年間あるいは 12 年間における子どもの健やかな成

長をめざした連携を進めている。また、本校に在籍する児童のうち、特別な支援を必要とする児童への対応について、附属特別支援学校の教員との教育相談、授業参観などを行って助言を求めている。これは、附属校園間の教職員の新たな交流・連携のあり方として特記すべき事項である。

幼小の連携においては、年間計画に合同保育授業として「さつまいも大作戦」、「ペットボトル大作戦」、「かみパック大作戦」を位置付けて、各学級の生活学習の中で行った。これは、幼稚園教育と小学校教育との適切な接続のあり方及び幼小接続の教育的意義を考えるうえで有意義な実践である。

小中の連携では、教員が相互に「研究発表会」や「教育研究会」に参加したほか、夏休み期間中（8月26日）の生徒指導研修会では、附属小・中学校の全教員が参加し、それぞれの生徒指導の現状と課題について、全体あるいは小グループで協議を行っている。このような場が互いの連携を強めることになると考えられる。

小特の連携では、昨年までと同様に、5学年を中心とした交流計画を立て、「人間は誰しも同じところと違うところがある」ことや「障害があろうとなかろうと、人間は美しく尊いものである」ことを認識し、人とのかかわりを楽しむことができる子どもを育成することを目的として実践を行っている。その中で、6月から7月にかけての「プールで一緒に遊ぶ」交流をきっかけに、秋には附属特別支援学校の児童を附属小学校に招いて音楽交換会による交流を行っている。この音楽交換会は、児童の自発的な願いによって生まれたもので、プールでの交流がうまくできなかった特別支援学校の児童とも交流したいという本校児童の思いによって実現したものである。これらの交流によって、本校児童が「障害のある友達」を理解するきっかけとなっている。また、この交流が実りあるものになっているのは、附属特別支援学校教員の協力によるところが大きい。

## **評価項目 E 授業改善，研究推進，教育実習の実施における連携の状況**

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「A 十分達成されている」と判断する。

### **（評価結果の根拠・理由）**

これまで授業改善，研究推進等における鳴門教育大学の教員と附属小学校教員との関係は、授業研究会に向けて、附属小学校教員が大学教員から「指導助言を受ける」ものであったが、平成24年度からは、大学教員と附属小学校教員とが「共同研究を行う」立場に変更された。

その結果、共同研究にかかわった大学の教員は、昨年度は20名であったが、本年度は1名増えて21名となった。また、研究授業や教育研究会に向けての大学教員の事前指導が、それぞれ84回と57回に及んでいる。このため、本校教員の意識も「助言をいただく」から「共同研究をする」立場に徐々に変わってきており、今後もこの体制を維持するとともに、より機能を持つものへと改善していく必要がある。

一方、鳴門教育大学の教員を共同研究者としたために、昨年と同様に、徳島県教育委員会や総合教育センターの指導主事、徳島県小学校教育研究会の部会長、鳴門教育大学以外の大学関係者を「指導・助言者」として迎えることができ、地域とのかかわりを深めるうえで、また、本校の研究を広く全国に問ううえで大変有意義であったと思われる。ただ、他大学の研究者を指導・助言者として招聘する場合、適切な人選が行われているかどうか不明な部分があり、次年度以降、検討が必要である。

教育実習は例年通りの内容で行われたが、従来にも増して大学との連絡体制を密にしている。ただ、これまでも指摘してきたように、教育実習期間中に行われる研究授業以外の授業については大学教員の参加は少なく、教育実習の充実のためにも一人でも多くの大学教員の授業参観を期待したい。特に、教科の内容について、専門家としての助言が望まれる。

## 評価項目 F 児童の規範意識の醸成をめざした環境整備及び指導の実施の状況

【評価結果】 以下の内容を総合し、4段階評価中の「B 達成されている」と判断する。

### （評価結果の根拠・理由）

昨年度に引き続いて、児童自身が規範に対する関心や自覚をもち、秩序を尊重しようとする態度や意欲をもつようになる基盤、すなわち規範意識醸成の基盤として、

- ・自己決定の場をもつ「自分でできる子」
- ・自己存在感をもつことができるようにする「伝えよう自分」
- ・人間的ふれあいを重視する「心をつなごう」

の3つの視点から取組を行っている。具体的には、登下校時の安全の確保、校内（廊下や階段）の安全な通行、トイレの使い方や清掃活動である。

登下校時の安全の確保では、バスや列車を利用して登下校している児童一人ひとりに、公衆道徳を身に付けさせ、安全に登下校できるようになることを目標として、教員による指導（2か月に1回児童とともにバスに乗車し、場面に応じて指導を行う）を行うとともに、5、6年生による下級生への指導も常時行っている。しかし、時折、乗り合わせた乗客の方から電話を受けることもあり、規範意識の定着が十分ではない。マナーを守れない一部の児童に対しては、保護者の協力（保護者同伴での登下校など）を得ながら、きめ細かい指導が必要である。

また、学校正門前の歩道は自転車の通行が多く登下校時の事故が懸念されるが、歩道を通行するときには、車道とは反対側寄りを1列で歩行するように指導を徹底するとともに、毎朝、数名の教師が立哨を続けている。しかし、正門前の歩道は「自転車通行可」となっており、児童の注意だけでは安全の確保は難しい。公安委員会と協議をして、登下校の時間帯だけでも自転車の通行を制限するなどの措置が必要であると思われる。

校内（廊下や階段）の安全な通行に関しては、学校内の通行に関する具体的活動として、一昨年度より廊下や階段の中央に黄色のテープを貼り付けて、意識しなくても「右側を歩く」ことができるようにしたり、廊下を走っている児童に対して、教師や生活委員会の児童が声をかけるようにしている。しかし、教師が注意するとその場では行動がよくなるが、持続した行動にはつながっていないことが多く、児童が主体的に考え、自分の行動を意識できるようにするためにできるだけ声をかけをしないよう配慮している。

このように、児童の規範意識は徐々に高まっていると考えられるが、教師主導ではなくて、高学年の児童を中心とした「児童の自主的な活動」として定着させることが必要であろう。また、児童の発達段階を踏まえた指導を行うために、児童の規範意識の醸成についての教師の共通理解を深めることも肝要である。

## 【参考】

### 学校の現況及び目的

#### 1 現況

- (1) 学校名 鳴門教育大学附属小学校
- (2) 所在地 徳島市南前川町1丁目1番地
- (3) 学級等の構成 1学年 3学級 6学年 18学級
- (4) 児童数及び教員数(平成26年5月1日現在)  
児童数 646人 教員数 28人 (内1名は大学院派遣中)

#### 2 目的

##### (1) 目的・使命

本校の目的は、附属小学校校則第1条において「心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施するとともに、鳴門教育大学（以下「本学」という。）における児童の教育に関する研究に協力し、かつ、本学の計画に従い学生の教育実習等の実施に当たることを目的とする」と定めており、本校は義務教育を行う任務とともに、教員養成大学の附属小学校として、次のような使命をもった学校である。

- ① 大学と一体となって、教育の理論及び実践に関する科学研究を行う研究学校としての使命
- ② 地域の教育課題の解明、参観者への指導・助言、文部科学省・県教委・地教委等からの要請による教員派遣など、教育界の発展に寄与する使命
- ③ 鳴門教育大学の学部学生及び大学院生の教育実習等を行う使命

##### (2) 教育目標

本校は、校則第1条に示されている小学校教育の目的の達成のため、次のような学校教育目標を掲げている。

知・徳・体の調和的人格の完成をめざし、自主性、協力性、創造性、及び豊かな人間性をそなえ、社会の発展に寄与する態度をもって児童を育成する。

##### (3) めざす子ども像

本校は、学校教育目標に基づき、次のように「めざす子ども像」を明確に示している。

- 思いやりある子ども
- たくましく生きる子ども
- よく考える子ども

##### (4) 平成26年度重点目標

鳴門教育大学との連携を密にし、中期目標・中期計画・本年度計画等の実現に努めながら、次の5点から教育目標の具現化を図る。

- ① 人権教育の徹底を図る。
- ② 研究主題「学習内容の本質に迫る学びの創造」の解明を図る。
- ③ 体力の向上と安全の確保を図り、健康でたくましい子どもの育成をめざす。
- ④ 附属4校園の連携を進める。
- ⑤ 大学及び他の教育機関との相互支援体制の充実強化を図る。

#### (5) 評価項目

上記重点目標と前年度自己評価に鑑み、次の6点の評価項目について自己評価を行う。

- A 教職員・児童・保護者の人権意識を高める研修，授業，啓発活動等の取組の状況
- B 学習内容の本質に迫る子どもの育成をめざした授業実践の状況
- C 家庭との連携による，日常的な体力向上への取組の状況
- D 学校経営，学習指導・連絡進学における幼小，小中，小特の連携の状況
- E 授業改善，研究推進，教育実習の実施における連携の状況
- F 児童の規範意識の醸成をめざした環境整備及び指導の実施の状況（登下校及び校内の通行，挨拶，トイレの使い方）